新型コロナウィルス感染からの復職基本指針

2021年11月22日

県連COVID-19対策本部会議

県連コロナメンタルサポートチーム

下記を新型コロナウィルス感染からの復職に際する基本指針とし、個別事情に応じて事業所毎に適切に課題整理、対応を行う。

＜前提として、従来の復職支援と　―就業制限期間がはるかに短い、回復度によって「試し」「慣らし」は不要でありうる、短い故にこれまでの産業医復職面談をセットしにくい―　などの違いがある。ただし感染の治療による長期化があった場合や、後遺症があった場合、従来の復職PGに準じた流れも考慮する＞

※職責者⇒職責者がいない等の場合は事業所管理者

※CMST＝コロナメンタルサポートチーム

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【ステップ】 | 【実施者/指示者】 | 【内容】 |
| ステップ1 （就業制限開始） | 職責者 | ・療養中の注意、万一の際の連絡先、メンタルケアの必要が生じた際の連絡窓口、家族向け案内、復職時の段取りなど通知 |
| ステップ1´ | 職責者 | ・職場へのサポート、教育感染についての基本的な知識を確認し、職場への注意喚起（差別偏見等）や同僚・他の職員のメンタルケアを実施する（COVID-19に関するQ&A配布など） |
| ステップ２（療養中） | 職責者 | ・感染判明から治療・療養期間・電話連絡にて適宜様子を確認する |
| 以上の就業制限開始や期間は、これまでの方針に沿い、ラインケア、CMST間で連絡をとり、治療療養中のケアおよび家族の様子等確認を行う。 |
| ステップ３（復職時面談）ステップ３（復職時面談） | 職責者 | ・復職開始（多くの場合は、発症後少なくとも10日等のあらかじめ指定された期間が明ければ復職する）1. 就業制限期間中の連絡をもとに、電話連絡にて復職開始時面談を設定する（通常は就業制限満了日―感染期間終了後）。

※面談設定の調整は「制限満了予定最終日までに」行う。※面談は制限解除後の「復職開始日の就業開始前」に実施する。2）面談は、職責者あるいは人事（部長）が単独あるいは同席で行う。直接面接及び自己チェック票など使い判断する。（判断指標については、後述「スクリーニング基準」参照）　→復職開始が「保留」の場合はステップ３Extraへ→復職「可能」と判断された時はステップ４へ |
| ステップ３Extra（復職判断保留） | 職責者→CMST | 1. 職責者は、速やかな復職開始が困難であると判断した場合、CMSTに連絡する。
2. CMSTは、職責者に対し、産業医もしくは当該職員主治医との面接（もしくは受診）を早期に設定依頼する。
3. CMSTは上記面接（受診）の結果について当該職責者から

報告を受ける。産業医のいない事業所・主治医がいない場合など医師面接が設定できない場合等はCMSTが面接を行い、追加療養期間の検討を行う。1. 追加療養期間について、CMSTより報告を受けた事業所管理者が判断し、決定する。

※２）において診断書が発行された場合はそれに従う。1. 追加療養期間を経た復帰者は、産業医面談をし、事業所管理者が復帰の可否を検討する。
2. 診断書が発行された場合で、「メンタルヘルスの復帰支援プログラム」による支援が必要と判断される場合には、当該プログラムに従って対応する。
 |
| ステップ４（復職可能） | 職責者職責者CMST | ・復職4週間後をめどに最低1回はフォローする・ラインケアの場合：気になる職員は、CMSＴへコンサルトする・ステップ３Extraの場合：CMST所属産業保健スタッフによるフォローを行う |

＜ステップ３の自己チェック票でのスクリーニング基準＞

1. 後遺症状の程度が強く、本人も希望する場合、および面接者の判断（復帰可能と判断できない）
2. B項目（K６）で13点以上の場合（回答で１＝0点で計算。（回答番号総点―6点）＝結果）

＜復職時の流れのイメージ（ステップ３～４）＞

（S４）　復帰可能　**→**　就業開始　**→**　職責者によるフォロー

 　**↗**

復職時面談（S3）

 　**↘**

（S３Extra）復帰保留　**→**　医師面接　**→**　追加療養　**→**　医師面接

 　　　（もしくはCMST） 　　　　 **↓**

 　　復帰支援PG